

がんサロン「サロン de よらいん」開催

がん療養中の人や体験者、家族が、互いの気持ちを語り、支え合うサロンを開催します。
●日時 毎月第2火曜日
午後2時～3時30分
※8月と令和7年7月は、第3火曜日に開催します。

●場所 栗原中央病院
●申し込み 不要
●栗原中央病院
☎(21)5330

医師の働き方改革

4月から医師の働き方改革が始まりました。

改革では、勤務医の時間外労働の年間上限を原則960時間とすることや連続勤務時間の制限、長時間労働を行った医師への面接指導など、長時間労働の是正に向けたさまざまな取り組みが行われます。背景には、全国的な医師不足や日常的な長時間労働、休日の確保が困難な医師が多いことが挙げられます。医師の業務は診察以外にも、手術や病棟回診、患者や家族への症状説明、夜間の急患対応などがあり、不規則な勤務時間に長時間労働が加わることで、

疲労が蓄積され、医療ミスにつながる恐れがあります。課題解決には、皆さんの協力が必要です。比較的軽症の人は、一次救急医療機関であるかかりつけ医(開業医)での受診や、栗原市立病院を受診する場合は、平日、日中の診療時間内に受診をお願いします。詳しくは、厚生労働省ウェブサイトを確認してください。

●厚生労働省ウェブサイト「医師の働き方改革」
URL <https://iryu-ishi-hatakakata.mhlw.go.jp/>



●医療局医療管理課
☎(21)5631

子育て相談室

子育てのちょっとした疑問や悩みを、くりっ子ドクター(栗原中央病院小児科専門医)が無料で相談に応じます。

●申し込み 完全予約制です。土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時の間に専用ダイヤルへ電話して、申し込みください。
※相談日については、申し込みの際に確認してください。

※子育ての相談をするもので、診察ではありません。

●予約専用ダイヤル ☎(24)8811
●市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360



軽自動車税口座振替利用者の納税証明書

令和6年度分の口座振替日は、5月31日(金)です。口座振替で納付した人で、継続検査が必要な車種分の納税証明書(継続検査用)は、6月中旬に各納税者へ発送します。手元に届く前に、車検などのため納税証明書(継続検査用)が必要となる場合は、有効期限延長の納税証明書の交付を受けることができます。

●注意事項 軽自動車検査協会はオンラインで納付状況を確認できるため、三輪以上の車検の際に継続検査窓□での納税証明書提示は原則不要です。なお、納付直後の場合など、納付情報が登録されていないときは、納税証明書が必要です。
●総務部税務課 ☎(22)1121

●令和6年度個人市・県民税の定額減税
令和6年度税制改正により、個人市・県民税の定額減税が実施されます。
●対象者 令和6年度市・県民税に係る合計所得金額が、1805万円以下の人
※納税者本人が均等割のみ課税される場合は対象外
●減税額 本人と控除対象配偶者と扶養親族一人につき1万円を所得割額から減額
※控除対象配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
※減税前の所得割額が、減税の限度額となります。
※計算人数に含まれるのは、国内に住所を有する人に限ります。

6月30日まで春の農作業安全確認運動期間

農作業時は、次のことに注意し、心にゆとりを持った作業で事故をなくしましょう。

●減税方法
●給与特別徴収(給与天引きの人) 令和6年6月分は徴収されず、減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11回に分割

●助成金額
●危険ブロック塀除去
●植栽・フェンス設置
●家具転倒防止器具取付事業

●対象世帯
●内容 取り付け作業が困難な世帯へ、作業員を派遣します。

●公的年金特別徴収(年金天引きの人) 令和6年10月分の税額から減額され、減額しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次減額
●普通徴収(納付書や口座振替で納める人) 第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第2期以降の税額から順次減額
※詳しくは、市ウェブサイトを確認いただくか、問い合わせください。
※減税額は、勤務先から配布される給与と所得等に係る市県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書または、問い合わせ先から郵送する「市県民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」で確認してください。
※所得税と市・県民税の定額減税において減額しきれない場合は、別途給付金が支給されます。詳細は、別途お知らせします。

●総務部税務課 ☎(22)1121

放射能関連相談

各種測定を希望する人は、問い合わせ先に申し込みください。

●測定内容
●放射能測定
●食品・井戸水の放射性物質測定
※市内の空間放射線量は、市ウェブサイトで確認してください。

●農林振興部林業畜産課 放射性廃棄物等対策室 ☎(22)1136

農作業安全の実践・確認項目

- 休憩の取れる無理のない作業
- 農作業や機械作業に適した服装
- 点検・整備は、必ずエンジン停止
- 油断せず後方確認、足元注意
- 慎重な歩場への出入り、慎重なあげ越え
- 農道の走行時は、路肩の状況を確認
- 道路走行に備え、反射板を装着
- 道路に泥を落とさないように
- 注意しましょう

トラクター、田植機などを使用した農作業後に田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落とすから走行するようお願いいたします。やむを得ず道路を汚してしまった場合は、速やかに清掃をしてください。

地震に備えた各種助成

●木造住宅耐震診断助成事業
昭和56年6月以前に着工した建物は現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、市内に住宅を所有する人

が耐震診断を希望する場合に、診断士を派遣して耐震診断と耐震改修計画を作成します。

- 対象住宅
●現在居住しているまたは、居住予定の木造住宅
※在来軸組工法または、枠組壁工法の3階建てまで、昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象
- 過去にこの制度を利用していない住宅
- 助成金額 14万2400円
- 自己負担額 延べ床面積が200平方メートルの場合 8400円
※延べ床面積が200平方メートルを超える場合、延べ床面積に応じて自己負担額が増加します。

●木造住宅耐震改修工事促進助成事業
市の木造住宅耐震診断助成事業で、耐震性能が基準を満たしていないと診断された建物の耐震改修工事または、建て替え工事などに対して、経費の一部を助成します。

- 対象となる工事 過去にこの助成を受けていない住宅で行う次の工事
- 耐震改修工事
- 既存の住宅を取り壊して行う建て替え工事
- 耐震改修工事に併せたりフォーム工事

●交付金額 耐震化工事にかかる経費の80パーセント

- 耐震改修工事を行う場合 上限100万円
- 既存の住宅を取り壊して建て替え工事を行う場合 上限100万円
- 耐震改修工事に併せてリフォーム工事または、建て替え工事を行う場合 上限10万円を加算
※10万円以上のリフォーム工事を行った場合に限りです。



●危険ブロック塀等除去事業
地震によるブロック塀などの倒壊被害を防止するため、道路に面したブロック塀などの除却およびフェンスなどの設置費用の一部を助成します。

- 対象者 工事するブロック塀の所有者や管理者
※事業者は除く
- 対象となるブロック塀
●私道を除く道路に近接している、高さ1メートル以上のブロック塀で、市で行う耐震診断の結果、転倒および倒壊の危険性があるもの
※ブロック塀が擁壁の上にある

場合、擁壁を含む高さが1メートル以上のものが対象

- 助成金額
●危険ブロック塀除去
●植栽・フェンス設置

●家具転倒防止器具取付事業
地震による家具の転倒・落下、けがの原因になる他、避難経路をふさぐ恐れがあるため家具転倒防止器具の取り付け工事の費用を負担します。

- 対象世帯
●65歳以上のみの世帯
- 障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
※身体障害者手帳などの交付を受けていない18歳以上65歳未

6月30日まで春の農作業安全確認運動期間

農作業時は、次のことに注意し、心にゆとりを持った作業で事故をなくしましょう。

- 母子家庭
- 対象家具と数量 たんす、食器棚、本棚、その他床置き型家具類5点まで
※テーブル、机、いす、電化製品を除く
- 取り付け費用 取り付けの器具(し字金具・つっぱり棒など)の代金のみ負担
- 共通事項 各事業への申し込みを希望する人は、事前に建築住宅課へ問い合わせください。
- 申込期限 12月27日(金)
※予定件数に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。

●建設部建築住宅課 ☎(22)1153

●農林振興部林業畜産課 放射性廃棄物等対策室 ☎(22)1136